

【資料 3-1】

2004 年 12 月 15 日、
欧州委員会に提出

**欧州理事会規則 4056/86 見直しのための欧州委員会 White Paper に対する
日本船主協会コメント**

欧州理事会規則 4056/86 見直しに関し、2004 年 10 月 13 日に発表された White Paper に対し、日本船主協会は以下コメントを提出する。

- 1) 欧州委員会の White Paper は規則 4056/86 の廃止を提案しているが、日本船主協会は、外航船社間協定に対する現行の管理された独禁法適用除外制度（以下、「除外制度」）の維持に引き続き強く賛同する。除外制度に対する当協会の原則的立場については、2003 年 6 月に欧州委員会に提出した前回のコメントに記載している。しかしながら、欧州委員会が最終的に規則 4056/86 の維持を受け入れないとするのであれば、日本海運界としては、European Liner Affairs Association (ELAA)が提案している制度を欧州発着航路においての絶対的な最低条件として受け入れる余地がある。
- 2) 日本船主協会は、2004 年 12 月に提出された ELAA の White Paper に対する徹底的な分析を支持する。ELAA 提出文書が White Paper を詳細に検討しており、上述の通り当協会の除外制度に対する立場に変わりはないことから、今回提出するコメントでは国際礼譲（船主協会注：各国が他国の法律・制度を相互に尊重する親交関係にあること）と、外航海運業のようにボーダレスな業界を律する法制的国際的調和のそれぞれの必要性に焦点を絞ることとする。これに加え、本コメントの後半では、日本における船社と荷主の関係について欧州委員会の注意を喚起したい。即ち、船社間協定に対して与えられている適用除外制度は、荷主の世界規模での事業展開を海運業界が支援する上で、荷主との対話と関係を増進する重要な手段とも認識されている。日本における船社は、持続可能な国際貿易を達成する上で船社及び荷主に利益をもたらす船社間協定の重要性を高く評価しており、このため、邦船・外船を含む日本発着の同盟・協定は長期的観点から荷主との対話を行ってきた。このような対話の主目的は、船社間協定の継続的な活動に対する荷主の理解を得るために、協定の運営に際して顧客に最大限の情報と透明性を提供するところにある。
- 3) 日本では、定期船同盟を含む船社間協定は海上運送法により独占禁止法の一般条項

から適用除外されている。以前の当協会コメントで述べたように、船社間協定に対する現行の国際法制の枠組みは長年にわたり確立されたものであり、世界中で効率的かつ信頼性のある定期船サービスを可能にしてきた。当協会は従って、EU 発着トレードにおいて、船社間協定に係るいかなる追加的な措置も講じられる必要はないと考える。しかしながら、日米を含む欧州の主要貿易相手国が現行制度を維持する中で、欧州委員会が制度を変更しようとするのであれば、同委員会はその一方的な法制変更案が与える法的・経済的影響を慎重に検討することが必須であると強調したい。また、我々は欧州委員会に対し、法制の衝突可能性回避のため、最終決定を行う前に国際礼讓の観点から海外の貿易相手国と協議を行うことを求めるものである。この関係で、当協会は欧州委員会に対し、現行の規則 4056/86 第 9 条（国際法の衝突）の意味合いを十分に評価することを求めるとともに、欧州経済社会評議会(EESC)が 2004 年 12 月の総会で検討・採択を予定している、欧州委員会の最終判断までに一定の猶予期間を設けるという考え方が含まれた提案を高く評価する。かかる猶予期間中に、欧州委員会は、海運界の国際的性格を考慮に入れつつ、国際整合性のある適切な結論を得ることができるものと思われる。

- 4) 船社と荷主の関係に関する我が国の事例に関しては、日本では、船社側に与えられた適用除外制度と引き換えに、船社間協定の活動に際しては最大限の透明性を達成することの重要性が広く認識されている。また、我が国では、船社間協定と日本荷主協会との間での自発的な協議メカニズムが十分に確立されており、適切な対話の場が提供されている限り日本荷主協会は原則的には船社間協定に反対しないものと我々は理解している。2004 年 11 月には、当協会と日本荷主協会は、日本の海事専門紙である日本海事新聞社主催のシンポジウムの開催に共同で協力した。同シンポジウムでは、日本発着船社と関係荷主が定航海運を巡る最近の主な問題について意見交換を行った。参考までに、2004 年 12 月 3 日付の SHIPPING & TRADE ニュースの記事を添付する。（本記事への添付は省略）当協会は、荷主と船社間のこのような対話が、世界貿易にとっての船社間協定の役割と必要性に対する荷主のより一層の理解と相互信頼を深めることに寄与するものと信じている。当協会は、現行の管理された独禁法適用除外制度の下での船社間協定の継続した活動が、世界貿易の着実かつ持続可能な発展に貢献するものと考えており、かかる船社間協定の役割に対する理解を得るため、日本、アジアをはじめとする全世界で船社と荷主の誠実な対話と良好な関係促進に向け最大限の努力を継続したい。このため当協会は、欧州委員会に対し、輸送利用者と同盟の協議に関する規則 4056/86 第 5 条 1 項（協議）のより効率的な運用によって、日本同様、欧州においても船社と荷主の間で前向きな対話を促進させることを提案する。

以上